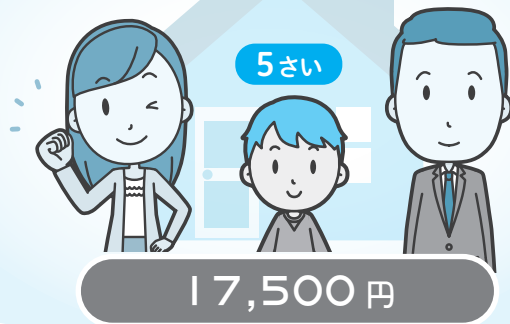


認定こども園、幼稚園

教育認定（1号）の保育料／一般・ひとり親世帯等共通

例：市民税 77,101 円以上～137,001 円未満の場合



- 教育認定の場合、小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。ただし、2階層はきょうだいの年齢にかかわらず最年長の子どもから順に2人目以降は0円とし、3階層はきょうだいの年齢にかかわらず最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。
- ひとり親世帯の場合、第3階層はきょうだいの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降は無料とする。

保育料が決定しました

平成29年度の

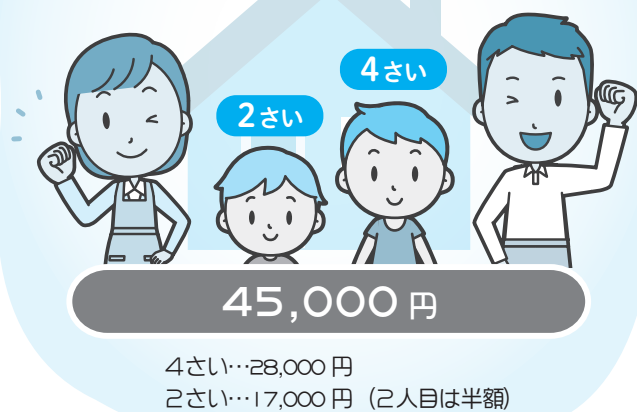
平成29年度の認定こども園、および幼稚園・保育園の保育料が決定しました。保育料は、世帯員の市民税の課税額に応じて各階層に分けられています。国の法改正に伴い多久市でも昨年度の改正に引き続き保育料の引き下げを実施しています。

※ひとり親世帯等には、在宅障害者のいる世帯を含みます。くわしくは福祉課こども係にお尋ねください。



保育所（園）、認定こども園

保育認定（2号・3号）の保育料／一般世帯（標準時間）

例：市民税 110,000 円以上
～130,000 円未満の場合

- 保育認定の場合、小学校就学前の範囲において、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。ただし、2階層はきょうだいの年齢に関わらず、最年長の子どもから順に2人目以降は0円とし、3階層から4-1階層の一部（市町村民税 57,700 円未満）はきょうだいの年齢に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。

保育所（園）、認定こども園

保育認定（2号・3号）の保育料／ひとり親（標準時間）

例：市民税 48,600 円以上
～77,101 円未満の場合

- 保育認定の場合、小学校就学前の範囲において、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
- ひとり親世帯等の保育認定においては、第3-10階層から4-10階層は、きょうだいの年齢にかかわらず最年長の子どもから順に2人目以降0円

※ 4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定。

※ くわしくは、多久市ホームページまたは問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118